

192

D432

様式44

令和5年7月19日

三重県知事

あて

三重県鈴鹿市北江島町17番15号
医療法人祐康会 駒田医院
理事長 駒田 幹彦
電話 (0593) 86 - 0507



決 算 届

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人祐康会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県 鈴鹿市 北江島町 17番15号

(3) 設立認可年月日 平成15年2月26日

(4) 設立登記年月日 平成15年4月4日

(5) 役員及び評議員

| | 氏名 | 備考 |
|-----|--------|----|
| 理事長 | 駒田 幹彦 | |
| 理事 | 駒田 安津子 | |
| 同 | 駒田 麻衣 | |
| 監事 | 近藤 五百子 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所 | 許可病床数 |
|--------------|-----------------|------------------|--|
| 病院 | | | |
| 診療所 | 医療法人祐康会 駒田医院 | 三重県鈴鹿市北江島町17番15号 | 一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] |
| 介護老人 保健施設 | | | |

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| | | |
| | | |

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月30日 令和3年度決算の決定

令和5年4月15日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院
 所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

※医療法人整理番号 0432

財 産 目 録
 (令和5年 4月30日現在)

| | |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額 | 53,533 千円 |
| 2. 負 債 額 | 35,852 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 17,681 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| A 流 動 資 産 | 44,316 |
| B 固 定 資 産 | 9,216 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 53,533 |
| D 負 債 合 計 | 35,852 |
| E 純 資 産 (C-D) | 17,681 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院
 所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

※医療法人整理番号 0432

貸借対照表
 (令和5年 4月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|----------|--------|-------------|--------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| I 流動資産 | 44,316 | I 流動負債 | 9,232 |
| II 固定資産 | 9,216 | II 固定負債 | 26,620 |
| 1 有形固定資産 | 7,410 | 負債合計 | 35,852 |
| 2 無形固定資産 | 1,797 | 純資産の部 | |
| 3 その他の資産 | 8 | 科目 | 金額 |
| | | I 資本金 | 10,000 |
| | | II 資本剰余金 | |
| | | III 利益剰余金 | 7,681 |
| | | IV 評価・換算差額等 | |
| | | 純資産合計 | 17,681 |
| 資産合計 | 53,533 | 負債・純資産合計 | 53,533 |

様式4-2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院

※医療法人整理番号 17432

所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

損 益 計 算 書
(自 令和4年 5月 1日 至 令和5年 4月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|--------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 72,094 |
| 2 事業費用 | 51,813 |
| 本来業務事業利益 | 20,281 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | |
| 2 事業費用 | |
| 附帯業務事業利益 | |
| 事業利益 | 20,281 |
| II 事業外収益 | 4,240 |
| III 事業外費用 | |
| 経常利益 | 24,522 |
| IV 特別利益 | |
| V 特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | 24,522 |
| 法人税等 | 2,057 |
| 当期純利益 | 22,464 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人祐康会

理事長 駒田 幹彦 殿

私は、医療法人祐康会の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

医療法人祐康会

監事 近藤 五百子

